

# 「高橋家文書」の紹介

## 横川郷上之村の門名の紹介を中心にして

濱田 利安

はじめに

このたび横川町高橋健蔵氏宅から貴重な庄屋文書が発見された。薩摩藩政下の横川郷の農村史については、かかる地方文書の発掘がなくほとんどもと解明されていない現状にあったが、この文書の発見によって農村統治の基幹であった門割制度のありようを中心にして急速に解明されていくものと思われる。ここでは、特に、畠地雑穀収納張二冊を中心に紹介しながら横川郷上之村の門名を拾い上げて整理してみたいと思う。この資料は、横川町在住で黎明館史料調査協力員であられる佐藤勝二氏の意欲的な調査活動によって発掘されたものである。佐藤氏は横川郷でかつて庄屋を勤めた子孫の家々を訪ねては、日常の語りの中で文書所在のヒントを求められた。氏の資料調査にかける真摯な姿勢には心から敬意を表したい。

今度発見された庄屋文書は、後で写真で紹介するわけだが「庄屋・高橋甚吉」(注1)の署名入りの真正正銘の庄屋文書である。時代は天保七・八年であるがこの時期の日本は、内には天保の飢饉により農村では一揆の頻発、都市部では陽明学者大塩平八郎が幕閣の無策ぶりに激怒し蜂起せよとの檄を全国に飛ばして乱を起こした年、外では外庄に備えて各藩海防に躍起になっていた頃である。百六十年ぶりに人目にふれた生

の資料であるが、そのころに薩摩国桑原郡横川郷の住人がどのような生活をしていたのか興味は尽きない。

ここに発見された資料は、高橋氏の御好意ですべて黎明館に寄贈された。黎明館は寄贈された資料を一括して「高橋家資料」として収蔵目録に登録し大切に保存することになるが、今後は研究資料としてまた展示資料として積極的に活用されていくことになる。

今回の資料調査にあたっては、横川町教育長の芝貞夫氏をはじめ社会教育課の諸先生方にお世話になった。心からお礼申し上げたい。

### (一) 解読文

・ 解読文中   は、文書の虫喰いが著しく判読は勿論

字数も確認し得ないことを表示

・ 解読文中の □ は、部分的にあるいは一字単位で虫喰いがひどく判読不能であることの表示。

・ 解読文中の ○○○ は、字形は残るが筆者が判読し得ないことの表示。

① 天保七年申七月十日  
當 申 夏 麦 代 銀 銘 々 取 納 帳  
庄 屋 高 橋 甚 吉  
(表紙)

写真①



- 一 大麦壹石ニ付先
- 二 代銀三拾三匁壹分五厘
- 起錢ノ三拾四文八分壹毛ツヽ
- 三 小麦壹石ニ付先
- 代銀六拾九匁壹分五厘勝
- 起錢ノ七拾貳文六分壹毛ツヽ
- 諸組御藏入
- 一 大麥八斗八升五合免本
- 代銀三貫貳百九文
- 一同 小麦五斗六升八合右同
- 代錢四貫貳百五拾貳文

ノ錢七貫五百五文

藏入錢渡り差代壹貫文ニ付

廿四文ツヽ

錢百八拾五文

加勝錢五百貳拾五文

壹貫文ニ付七拾文ツヽ

〇〇金代永作高者取〇〇

ノ錢八貫貳百三拾九文

高三百五拾六石壹升八合

五勺貳才

八拾

目之錢方満ル

當作人帳相誌方ニ付

筆紙墨料〇先年

ノ高壹石ニ付壹文

五歩掛り

千六百廿四石五斗

錢四貫五百六拾八文

高拾四石四斗三升壹合

錢三百五拾壹文

平兵衛殿

高三石

一同七拾壹文

源四郎

高拾七石四斗貳升貳合

一同四百廿勝文

松右衛門殿

高拾六石七斗五升壹合

一同四百拾文

権四郎

高拾五石四斗五升三合

一同三石七拾六文

林六

高壹石壹斗六升三合

一同六拾貳文

猶之助

高九石貳斗八升壹合

一錢貳百四拾五文

東水流門

喜次郎

高四斗九升壹合

一同拾貳文

西山門

三左衛門

高七石四升壹合

一同百九拾壹文

西山門

与中

高七斗五升四合

一同五拾文

谷口作左衛門

高廿五石九斗五升七合

一同六百三拾四文

中住門

高

一同三拾六文

古城門

儀右衛門

一錢三拾四文

若松門

五郎左衛門

一錢三拾壹文

長口門野与中

一錢三拾貳文

東伊牟田門

与中

一錢三拾貳文

松ば瀬門

半兵衛

一錢貳貫九百四拾六文

三貫廿壹文

高口斗九升七合九勺貳才

一錢拾七文

市木松之助

高六石四斗壹升八合七勺五才

一錢百五拾五文

吉田五郎左衛門

一錢六文

富崎分次郎

一錢四拾貳文

服部太兵衛

一錢六文

服部彦右衛門

一錢六文

市木彦右衛門

高三斗三升七合五勺

一錢八文

同人

種子田三太夫

一錢六文

山下金左衛門

一錢拾四文

吉田〇右衛門

一錢三拾九文

長崎彦左衛門

一錢五拾四文

早瀬早左衛門

一錢廿五文

早瀬甚左衛門

一錢廿三文

藤高本口口

一錢廿三文

早瀬新助

一錢貳文

森城早藏

一錢五文

是枝善助

一錢拾九文

貴嶋善口口

一錢貳百五文

奥村正左衛門殿

一錢五文

利助

高七斗七升壹合

一錢拾九文

市木作左衛門

高五斗四升三合三勺三才

一錢廿三文

市木權兵衛

高卷斗五升三合七勺壹才

一錢五文

辻松新左衛門

一錢五文

橋山彦兵衛

七百三拾文

一錢五拾壹文

紙欠落

一錢五拾壹文

一錢五拾壹文

一錢六拾六文

今西門

一錢七拾五文

竹口太郎左衛門

一錢百貳文

一次門

一錢三拾三文

久留守門

一錢三拾三文

柳川門

一錢三百七拾七文

小脇門

一錢六文

森元門

一錢六文

金藏

一錢三拾三文

一錢三拾三文

一錢三拾三文

森元門

同貳百拾文

山ヶ野門

善助

同拾七文

山ヶ野門

市左□□

同三拾貳文

西麻生原門

紙 欠 落

錢六拾壹文

満山門

同百八拾七文

錢壹貫貳百八十八文

一錢貳百三拾六文

原田門

同三拾五文

重村門 一衛門

一貳百廿文

同門 支配人

同廿七文

東原門

一錢百七拾七文

福元門

同五拾四文

田口八左衛門

同三拾三文

益山門 作衛門

同五百廿八文

久保田門

同七拾五文

大人形門

同百三拾壹文

中水流門

同六文

同門 源内

同五拾五文

崎山門

一錢六拾文

伊手切門

同拾六文

溜り村門

庄□

同三拾文

溜り村門

同三拾六文

本村門 榮作

同拾八文

原田門 □□

同百九拾四文

木浦門

長八

同拾壹文

木浦門 半□

同六拾四文

本吉門 儀助

一錢八拾文

田口源左衛門

同五文

同 源彦

同拾五文

阿部彦藏

同七拾貳文

田口次郎右衛門

同八文

田口庄左衛門□

同拾壹文

○○金左衛門

同廿九文

持永傳四郎

同百拾六文

高橋兵藏

一錢三文

大人形之

太次

同三拾三文

福吉門

同三拾七文

有村門

錢貳貫四百五拾六文

七月十二日受取

一朱銀三斤

一朱銀十斤

錢百壹文

錢貳貫三百四十八文

一錢三拾貳文

瀬戸口門

一同三拾六文

新村門

一同四拾文

一同三拾七文

吉満門

一同三拾文

野間傳五郎

岡村門

一同四文

次村門

一同四拾四文

一同三拾四文

新村門

一同三拾四文

原口金左衛門

福嶋門

熊助

葎口門

同式文

一同百拾六文

一同廿七文

一錢一貫三百六拾七文

○木野五右衛門

床波門

山下門 藏衛門

六拾七文

一同廿九文

権四郎

一錢三拾貳文

五百六拾一文取

同 平右衛門

一錢七拾八文

一同三拾貳文

田<sup>上方</sup>□善右衛門

□<sup>上方</sup>□元門

一錢三文

葎口門

一同三拾貳文

□<sup>上方</sup>□元門

一同八文

藏衛門

一同八拾五文

□<sup>上方</sup>□元門

一同八文

一同三拾八文

一同八拾五文

吉田門

一同八文

市山門

岡元門

同三拾文

一同三文

太右衛門

同三拾貳文

西野門

一同三文

一同四文

同三拾貳文

同三拾文

一同三文

坂下門 勘兵衛

喜左衛門

同三拾文

一同三文

一同四文

同三拾五文

同三拾文

一同七文

中原門

上大角門

同三拾文

一同七文

善吉

同三拾貳文

同六拾文

同七拾三文

同百五拾八文

一元門

同六拾文

同七拾三文

同四文

同三拾三文

同四拾三文

同四拾四文

○次郎右衛門

下山門

同四拾三文

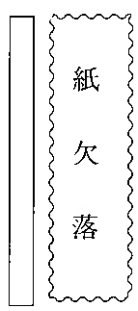
同四拾四文

○作五郎

一錢三拾四文

同四拾三文

同四拾四文



東麻生原門

酒勾金右衛門

酒勾仁右衛門



柳川○平左衛門

竹山清藏

竹山休次郎

原口源助

原口五左衛門

小城甚左衛門

同 平右衛門

○木野五右衛門

原口金左衛門

野間傳五郎

一同四拾四文

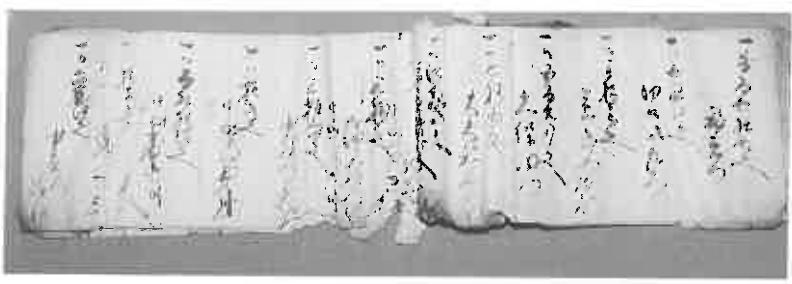
- 同壹文
- 同三文
- 同八文
- 同四文
- 同七文
- 錢四文
- 同六文
- 同六文
- 同六文
- 同五拾四文
- 同六文

- 時任与右衛門
- 山下源次郎
- 猿渡新助
- 有馬新太夫
- 山口善左衛門
- 〇〇半次郎
- 勝田浅之丞
- 勝田兵左衛門
- 種田清助
- 勝田兵左衛門
- // 浅之丞
- 種田三太夫

錢壹貫八拾文

百八拾文

(以下四行程虫喰がひどく判読不能)



写真② 當申夏麦代銀銘々取納帳見開

文 書 ②

天保八年酉七月十六日  
 上之村蔵入高當夏免并當作人帳筆紙墨帳  
 横折  
 取揃  
 庄屋  
 高橋甚吉

〔 表 紙 〕

写真③



- 作人帳筆紙墨料高
- 壹石ニ付錢壹文五字（マ）ツム
- 先年より相掛り候旨承届置也
- 起メ六拾九匁四分五厘七毛五
- 一 大麦八斗八升五合起
- 免本
- 起式拾貳貫八拾貳文
- 一 小麦五斗六升八合起
- 免本
- 起代銀三貫九百四拾五文
- 一 小麦壹石ニ付右同
- 起メ三拾壹匁六分五厘七毛五
- 代銀六拾六匁壹分五厘
- 一 大麦壹石ニ付先
- 代銀三拾日壹分五厘
- 起メ三拾壹匁六分五厘七毛五
- 一 小麦壹石ニ付右同
- 起代銀三貫九百四拾五文
- 一 錢六貫（七）百四拾七文

□ツム卷貫文ニ付

錢百四拾卷文

外ニ加ヘ□百三拾文

□合七貫百九拾三文

□三百三拾九石六升五合

老石ニ付廿文ツム

永作高 □ツム

□地高老 □ツム

一 高拾四石四斗三升老合

一 錢三百文麦代 □

一 同廿貳文麦作人帳方

一 同卷文永<sup>作方別方</sup>□斷

一 錢三百廿三文

市木武兵衛殿

一 高拾七石四斗貳升貳合

一 錢三百六拾卷文同斷

一 同廿七文 右同

一 同貳文永作 右同

一 錢三百九拾文

宇都權四郎殿

松之助殿

一 高拾六石七斗五升老合

一 錢三百四拾七文麦代銀

一 同廿六文 作人帳

一 同老文 永作右同

一 錢三百七拾四文 宇都權四郎殿

一 高拾五石四斗五升□合

一 麦代銀三百廿三文

一 同廿四文右同

一 銀三百四拾五文

一 四本村六殿

一 同老石老斗□□三合

一 錢廿四文

一 同三十四<sup>券</sup>□

一 錢四拾七文

一 西<sup>材別方</sup>□□ 猶之助

一 高九石八斗老升貳合五夕

一 同<sup>券</sup>貳百□文

同廿貳□ 作人帳

一 錢貳百□拾三文 東水流門

一 同七石四升老合 彦次郎

一 錢百四拾五文

一 同三拾四文 作人帳

一 錢百七拾九文 西山門

一 同廿五石九斗五升七合 市左衛門

一 錢五百拾文

一 同三拾九文 作人方

一 銀五百七拾九文 中住門

一 錢三拾貳文 作人帳方

一 富山門 市左衛門

一 同七斗五升 錢拾五文

一 同三拾三文 同三拾八文

一 錢四拾八文 谷口清左衛門

一 同四斗九升老合 錢拾文

一 同老文 同卷文

一 錢拾卷文 内山門

一 錢三拾□文 市左衛門

一 古城門 □右衛門

一 同三拾□文 若松門

一 同廿<sup>券</sup>□□ 平左衛門

一 同廿<sup>券</sup>□□ 与中

一 伊牟田門 与中

同三拾貳文

松葉瀨門

一錢拾文

服部彦左衛門殿

ノ錢貳貫七百五拾四文

□□

早濶新助殿

一錢三文

一同五拾文

彦左衛門殿

是枝善助殿

一同三

横山次兵衛殿

同百文

奥村正右衛門殿

同三文

遠山之 利助

紙欠落

同八文

藏城早太殿

一同拾壹文

錢七拾貳文

早濶源右衛門

吉田 □ 門殿

同三文

辻松新左衛門殿

一同百貳拾九文

山本金左衛門殿

同拾八文

市来清左衛門殿

一同五文

吉田五郎左衛門殿

一同五文

一外二 同百六拾貳文正田永作新

富崎萬次郎殿

加里藏分

一同拾三文

市木銀右衛門殿

ノ錢百六拾七文

一同廿文

同拾文

市木千兵衛殿

一同六拾壹

同七拾三文

貴嶋善兵衛殿

一錢

ノ錢八百四拾文

服部大兵衛殿

一同壹文 久留須門

高二式石八斗八升壹合

代銀五拾八文

満山門 与中

一同拾五石五斗

同□石

代銀百四拾四文

同三拾文

同 三拾文

ノ錢百七拾四文

福留門

一錢廿九文

太次右衛門

満山門 与中

一錢廿壹文

今西門

一錢五文

有□衛門

一同三拾貳文

紙欠落

一同三拾貳文

西麻生原門 小平

早濶門 三右衛門

東原門 藏助

清五郎

柳川門

儀右衛門

代□三百廿貳文

ノ錢三百五拾貳文

小脇門

嶋右衛門

森元門 金藏

同門 三四郎



同貳文 一次門

儀右衛門

同廿七文

□村門 甚助

同廿七文

末永門 次郎

同三拾貳文

中尾門

□

錢廿

□

門

□左衛門

□

門

□

同三拾貳文

西野門

同三拾貳文

満山門 支配人

小城源五殿

同三拾貳文

山ヶ野門 支配人

立山新太郎殿

厚地勘兵衛殿

同五文

山ヶ野門 市左衛門

同三拾貳文

北吉門 支配人

同三拾貳文

永方門 支配人

高拾九石七斗五升

同四百四拾壹文

東麻生原門

□左衛門

一錢五拾四文

酒勾半右衛門殿

同三拾七文

酒勾仁右衛門殿

同三拾貳文

野間傳五郎殿

同三拾四文

原口金左衛門殿

同廿五文

柗木野平右衛門殿

同貳文

同 五右衛門殿

同三文

小城□門殿

同□<sub>文</sub>

酒勾五  
□□左衛門殿

同貳

□

一錢

□

同□拾三文

柳□□左衛門殿

同貳文

山口□兵衛殿

同貳文

的田次右衛門殿

同五十六文半分ツム

廿八文

勝田浅之丞殿

勝田清衛門殿

同六文

満留太右衛門殿

同拾五文

時任宗太殿

同五文

下村与左衛門殿

同拾文

橋口岩右衛門殿

同三文

橋口源右衛門殿

□<sub>文</sub>

時任与右衛門殿

一錢貳文

山下源次郎殿

同七文

猿渡新助殿

同貳文

山口庄太郎殿

同四文

有馬右衛門殿

同七文

山口善左衛門殿

同三文

厚地勘兵衛殿

同貳文

種子田清助殿

×錢壹貫九拾五文

- 一 高功石卷斗八升卷合 代銀貳百口拾貳文壹毛
- 一 同三拾貳文口作人帳方 錢百口拾四文
- 一 原田門
- 一 金右衛門
- 一 高拾石七斗四升貳合 代銀貳百口拾壹文
- 一 同三拾口文
- 一 錢貳口五拾六文
- 一 重村門
- 一 市右衛門
- 一 高五石五斗五升七合 代銀百拾五文
- 一 同三拾三文
- 一 錢百四拾八文
- 一 福元門
- 一 太次右衛門
- 一 錢廿七文
- 一 東原門
- 一 同四拾四文
- 田口八郎兵衛殿
- 一 同三拾貳文
- 益山門
- 藏石衛門
- 一 高廿貳石八升卷合 錢四百五十八文
- 一 久保田門
- 長兵衛
- 同三十三文
- 錢四百九十卷文
- 一 錢百卷文 作人帳永作高
- 大人形門
- 佐五右衛門
- 高四石卷斗
- 一 同八拾貳文
- 一 同三拾貳文
- 錢百拾八文
- 中水流門
- 万四郎
- 一 錢七文
- 中水流門 源内
- 一 同拾七文 永作
- 一 同三拾卷文
- 錢四拾八文
- 崎山門
- 長右衛門
- 一 同五拾三文
- 伊牟田門
- 太郎
- 高七石
- 一 錢百四拾四文
- 同三拾貳文
- 錢百七拾三文
- 木浦門
- 長八
- 一 錢六拾三文 永作
- 溜村門
- 田口源左衛門殿
- 高五石五斗 永作
- 同貳百口文
- 下久保門
- 休右衛門
- 一 同五拾七文
- 本村門
- 長次郎
- 一 同拾六文
- 原田門
- 助右衛門
- 一 同拾貳文
- 木浦門
- 半次郎
- 同三拾三文
- 中谷門
- 磯石衛門
- 一 同三拾貳文
- 塩井川門
- 三右衛門
- 一 同口文
- 田口源作殿
- 一 同拾四文
- 阿部清藏殿
- 一 錢七文
- 田口太右衛門殿
- 一 同拾文
- 同貳文
- 同七十六文
- 野坂之 源四郎
- 同三四郎
- 〇〇金左衛門殿

一 同百六文

高橋兵藏

床波門

権四郎

一 同三文

古城門

一 同七拾文

葎口門

長口郎

一 同三拾三文

福吉門

一 同六拾文

藏右衛門

一 同三拾七文

有村門

一 同三文

新村門

一 錢貳貫四百八拾三文

三右衛門

一 高七斗三升

外永作高

一 同三文

中原之

錢五拾口文

瀬戸口門

一 同三文

弓削清五郎殿

一 錢三拾六文

岡村門

一 錢七文

弓削次郎右衛門殿

一 同三拾三文

福嶋門

一 同拾七文

山下門

金

一 同百五文

藏之助

一 同三拾六文

田上寛右衛門殿

一 同三拾貳文

新村門

一 同七拾五文

岡元門 支配

一 錢壹貫貳百拾五文

田上五左衛門殿

一 同八石八斗三升五合 永作

夏面

代錢四百拾九文

作人帳入目

今村門

源藏

一 同三拾貳文

門

一 同三拾貳文

上大角門

一 同三拾貳文

一元門

一 同三拾三文

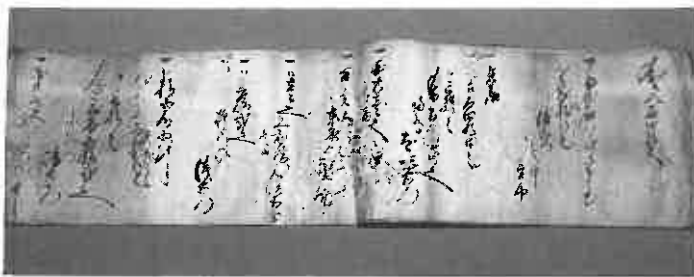
下山門

一 同三拾四文

坂下門

一 同三拾口文

葎口門



写真④ 上之村藏入高當夏免并當作人帳筆紙墨帳の見開

(二) 横川郷について

三州御治世要覽「御分国之巻」(注②)によって横川郷を概観しておきたい。

隅州桑原郡 横川ハ横川藤内兵衛時價、承久之比居城之山

横川 從鹿兒島十里 三箇村

一宗廟安良大明神祭礼九月廿九日

高老石 眞乘院真言 一同老石仙壽寺碑

衆中高六百四拾八石餘 人跡百四拾八人 土惣人数五百六十一人

野町屋敷廿ヶ所、水天堂・阿弥陀堂有、麓八町手前左手ニ有

地頭飯屋町之上岡手ニ有、

高頭四千五百式拾石八斗八升三合式夕九才

内

高千八百拾石壹斗三升四夕七才

横川郷内

中之名村

中之名村、古ハ中之村・上之村・下之村、

同六百三拾六石四斗六升八合壹夕三才

同

下名村

同式千七拾四石式斗八升四合六夕九才

同

上之名村

用夫三百十人



写真⑤

阿弥陀堂に安置されていたという阿弥陀像

五百六十人であったこと。

口、野町には屋敷の数が二十箇所あり、野町域内に水天堂や阿弥陀堂があったこと。

ハ、横川郷は、上・中・下之村三箇村で構成されていたこと。村の呼称は古くは中之村・下之村・上之村などと呼ばれていたがこの時期には「之の下に名」をつけて「例えば中之名村」と呼んでいたこと。

二、横川郷の村高が四千五百二十石八斗八升三合二夕九才であったこと。

内訳をみると、上之名村が二千七十四石二斗八升四合六夕九才で最も多く、ついで中之村の千八百一十石一斗三升四夕七才、下之村は六百三十六石四斗六升八合一夕三才であること。

ホ、用夫数つまり十五才から六十才までの男子の百姓の数が三百十人であったこと。

の点が注目される。

「御分国之巻」は鹿兒島城下をはじめ、藩内の各郷毎に城下からの距離・郷村の国高・神社仏閣の所在・宗旨・衆中高人跡・用夫数などが記された当時の現在が記録されている薩摩藩の公式記録である。特に村高については、藩の総高からみると、天明三年の内高によったものであり当時藩内で公認された国高である。

この記録によって横川郷の概観を整理すると、イ、所衆中つまり郷士株数が百四十八、家族の数をいれると

整理項目中「ロ」に阿弥陀堂のことが「麓八町手前左手ニ有」と記されており、その場所であろうとされる所を地元の人々は阿弥陀原と呼んでいる。今でも時折土器の破片などが出土するということだが、発掘調査をやる興味ある資料が出てくるのではないかと期待される。また、阿弥陀原の近くの小さな森の中にたぐさんの古石塔が集められている。現横川町の上ノに在住する有村氏宅には、阿弥陀堂の御本尊像であったとされる仏像が伝わっていた。有村氏の御好意でこの仏像も黎明館に寄贈されているが、鹿仏毀積の嵐の中で焼かれたのであろうと思われる

焼き傷跡も生々しい。文献でこの仏像の由来を証明するものは残念ながらないのであるが、廃物毀積の風潮の中で民衆がいかに熱心に信仰を守ろうとしていたかを伝える貴重な資料として大切に活用しようと考えている。

整理項目中(ハ)の三ヶ村の石高をみると上之村が最も高い。逆に下之村が極端に低い。これは、村の面積の広狭が理由であるが、もう一点あげると水田面積の差もある。尚三ヶ村の村域については、現在の「中ノ・下ノ・上ノ」の横川の地番割やここに引用した「御分国之巻」の石高などを参考にしながら「横川郷上之村の門の分布」を表示した図の中に試みに記してみた。

### (三) 資料について

寄贈された資料の中で特に目を引くのは、ここに紹介した二冊の蔵入地畠地雑穀上納帳である。蔵入地雑穀上納は、畠高一石に対して七斗の上納のうち三升五合は大豆で上納し残りの六斗六升五合は、「三町」(鹿児島城下・上町・下町・西田町)の粟の相場によって代銀上納されるものであった(注③)が、この文書二冊は、横川郷における畠地雑穀上納の実態を把握するのに多くの資料を提供してくれそうである。

また薩摩藩では、起先法(おこしきさほう)と呼ばれる他藩にみられない独自の年貢徴収方法がとられていた。起先法とは、起枡と先枡のことでいずれも年貢徴収の際の枡目のはかり方を示す用語である。ちなみに起枡は、前搔ともいい枡量の時に斗搔を先方から搔起こして引くことで強めの枡量となり、先枡は、搔ともいい斗搔を手前から先方へ押し切

ることで枡の所定の容量通りと成る。藩は年貢収納において、毛見(破免毛見法)の際は先枡、収納の時は起枡としたというから農民には大変に重たい負担を強いるものであったといわれている(注④)が、この文書には、

大豆壹石二付先 小麦五斗六升八合起

代銀三拾目壹分五厘 免本

起メ三拾壹匁六分五厘七毛五 起代銀三貫九百四拾五文

(前掲文書①「・・・」は筆者)

などと「起」・「先」の記載も確認され薩摩藩の年貢収納のありかたについても研究に貴重な材料を提供している。

これに関連してもう一点つけ加えたい。基本的に年貢は、門単位に徴収され、上納帳には門代表つまり名頭の名が記載されるものだが、この文書の記載様式も大方はそうなっているのだが、例えば次の史料

一同三拾文 一同三拾文

山ヶ野門支配人 北吉門支配人

立山新太郎 一同三拾文

厚地勘兵衛殿 永方門支配人

(前掲文書②・は筆者)

に示されるように、「○○門支配人」(支配人の下に具体的に名前を表記されないもの、あるいは明らかに郷士である者の名が複数で表記されるものあり)とあったり、「○○門与中」と表記される箇所も数例あることを指摘しておきたい。

この文書は、二冊ともに痛みがひどい。早急に補修が必要である。

(四) 文書二冊により確認し得た門名について

島地雑穀帳二冊によって、横川郷上之村の門名を拾い出し整理したのが次の表であるが、天保七年の雑穀帳からは四十七門、天保八年の雑穀帳からは六十一門を確認することができた。この表は、二冊の文書を互いに補充する方法をもって整理したものが計六十六門を数えることができた。文書中の虫喰い箇所であっても明らかに具体的な門を表示していると思われる箇所も数カ所あったのでそれらを加味すると、横川郷上之村の門数はおよそ七十門前後とみてまちがいないさそうである。

上之村の門高についてみてみたい。さきに引用した「三州御治世要覧(御分国之巻)」には、三ヶ村の門高合計(村ごとの高から郷士高を引いたもの)の記載がないので、この資料から直接に上之村の門高を算出することはできない。しかし衆中高や郷士株数の記載はあるので、郷士一株あたりの石高の概要は把握できるし、ここに紹介した上納帳二冊によって上之村の郷士株数も数えられるから、村ごとの郷士高を算出し、その数値を各村高から差し引けば村ごとの門高合計が出せる。従ってこの方法で算出した村高を上納帳で数えた門数で割ると、およそその門ごとの高は把握できるのではないだろうか。

横川郷衆中高六百四十石を郷士株数百四十八で割ると約四石余り。二冊の上納帳で数え上げた上之村の郷士株数六十四。従って上之村郷士高数二百五十六石となる。従って上之村の門高合計は千八百十八石(二〇七四石―二五一六石)となり、上之村の門数七十で割ると門高約二十六石となる。この計算方法に大きな誤りがなければ、薩摩藩の平均門高は一般に二十石から四十石といわれるから横川郷上之村もほぼ平均門高をもつ

ていたことになる。

用夫数についてもみてみたい。「御治世要覧(御分国之巻)」によると用夫数三百十人とあった。また、横川郷の門高合計を計算すると約三千八百七十一石(村高―衆中高―寺社高)となる。従って横川郷における用夫一人当たりの石高は約十二石となる計算だ。上之村の門高計は千八百十八石であったから用夫一人当たりの石高約十二石で割ると上之村の用夫数は約百五十一人(強)となる。

以上の計算方法に誤りがなければ、上之村の門ごとの用夫数も計算できる。すわなわ上之村の門数は約七十であったから、この門数で上之村用夫数百五十一人を割ると約二人強となり、各門は名頭一人、名子一人強の構成であったことが知れるのである。

他の中之村・下之村についても、「薩隅日並琉球高辻帳」・「薩隅日琉諸郷便覧」(注⑤)などによれば、門の概要は知れるようだが、ここでは省略した。

いずれにしても、横川郷の門の全容をしっかりと解明するためには、竿次帳や名寄帳などの基幹となる資料の発掘が肝要である。

表中の「三ヶ村の姓」欄は、藩政下の門名と現在の横川町民の姓との関わりを、同町の地番割(上ノ・中ノ・下ノ)ごとに電話帳(注⑥)によって整理したものである。これによると、現在の地番割「上ノ」において、文書の中で確認された上之村門数六十六の中で、門名と符号しない姓が十六例あった。その十六例の中で、内山門と小城門は「中ノ」にそれぞれ二軒と一軒あった。文書に出てくる門名に符号する姓で、「上ノ」よりも「中ノ」や「下ノ」の数が多い例が七例あった。このことは、藩政下の上之村の門名に符号する姓の大半が「上ノ」に存在することを意味し従って、現在の町民

※横川郷 上之の門一覧

	門名	文①	文②	三ヶ村の姓				門名	文①	文②	三ヶ村の姓				
				上	中	下	字				上	中	下	字	
1	西村門		○	4	0	0		35	井牟山門		○	2	0	0	
2	東水流	○	○	0	0	0	○	36	木浦門	○	○	4	1	0	○
3	西山門	○	○	6	0	0		37	溜村門	○	○	2	0	0	
4	中住門	○	○	2	0	0		38	下久保門		○	4	1	0	
5	富山門		○	0	0	0		39	本村門		○	19	2	0	
6	内山門		○	0	2	0		40	中谷門		○	0	0	0	
7	古城門	○	○	4	1	0		41	塩井川門		○	4	0	0	
8	若松門	○	○	3	2	0		42	野坂門		○	0	0	0	
9	松葉瀬	○	○	5	2	0		43	小城門		○	0	6	0	
10	今西門	○	○	0	0	2		44	福吉門		○	5	1	0	
11	早濶門		○	10	4	0		45	有村門		○	13	0	0	
12	東原門		○	3	0	0		46	瀬戸口門	○	○	3	4	9	
13	久留須	○	○	10	0	0		47	福嶋門	○	○	1	3	0	
14	柳川門	○	○	3	0	0	○	48	床波門	○	○	7	0	0	
15	小脇門	○	○	2	0	0		49	市山門	○	○	3	0	0	
16	満山門	○	○	1	1	0		50	新村門	○	○	2	0	0	
17	森元門	○	○	2	0	0		51	中原門	○	○	0	0	0	○
18	西麻生門		○	0	0	0	○	52	吉満門	○	○	0	0	0	
19	一次門	○	○	2	0	0		53	山下門	○	○	4	18	4	
20	末永門		○	1	0	0		54	今村門	○	○	3	8	0	
21	中尾門		○	0	0	0		55	上大角門	○	○	1	0	0	
22	西野門	○	○	1	0	0		56	下山門	○	○	3	3	0	
23	山ヶ野	○	○	2	0	0		57	坂下門	○	○	10	1	0	
24	北吉門		○	4	0	0		58	一元門	○	○	5	1	0	
25	永方門		○	0	0	0		59	長野門	○		0	1	0	
26	東麻生門	○	○	6	0	0	○	60	本吉町	○	○	2	1	0	
27	原田門	○	○	8	0	0		61	岡村門	○	○	5	2	0	○
28	重村門	○	○	5	0	0		62	葎口門	○		6	0	0	○
29	福元門	○	○	5	1	0		63	岡元門	○	○	4	1	0	
30	益山門	○	○	5	2	0		64	柿木門	○		8	4	0	○
31	久保田門	○	○	0	0	0		65	次村門	○		5	0	0	
32	大人形門	○	○	0	0	0	○	66	吉田門	○		0	0	0	
33	中水流門	○	○	0	0	0	○								
34	崎山門	○	○	2	1	0	○								

- ・表中文①は「夏表代銀銘々取納帳<天保7>」、文②は「上之村歳入高当夏免並当人帳<天保8>」
- ・表中の○印は文書に記載有りの表示。「字」欄の○印は門名に符号する字有りの表示。
- ・表中「三ヶ村の姓」欄の数字は、横川町民の姓を「上ノ・中ノ・下ノ」で整理したもの。

の姓が藩姓下に所属した門名に由来することや、また現在の地番割が藩政下の三ヶ村のそれぞれの村域とほぼ重なることを語っていると思われる。一般の農民は、明治に入って姓を称することが認められたが、大方は所属する門名をもって姓としていった。明治三年ごろから墓碑名も「○

門之○○」から「門之」の部分が消える（注⑦）ということだが、これは門名が農民の姓に転化していく過程を物語っている。ここに紹介した史料の中に「○○之○○」の表記が三例あった（注⑧）。これは、「○○門之○○」の「門」を省いて「○○之○○」と読んだ例だろうが、

農村にあっては互いを呼び合うときに、例えば「木浦門之甚吉」を「木浦之甚吉」などと使っていたのかも知れない。明治になり一般農民も姓名でもって戸籍を作成するわけだが、門名がそれぞれの姓になっていたのは自然のなりゆきであったと思われる。

尚、表・門名中の「中水流」「東水流」に相当する姓は、同一の文字を使った例としては出てこないが例えば「中鶴」「東鶴」のように同じ訓みをもったものがあること。門名「中尾」についても「中尾」は出てこないが「中尾田」はみられることを付記しておきたい。

表中「小字」欄は、現在の横川町上ノ（藩政下の上之村に相当城）の小字名と門名との関係を地名辞典八角川書店Vから拾い出し整理したものである。これによると十門名が現在の小字名として継がれていることがわかる。さらに現在の集落名と符号するものを集落名で拾ってみると、木浦・山ヶ之・古城・床波・柿木・岡村・崎山・小脇などがあつた。

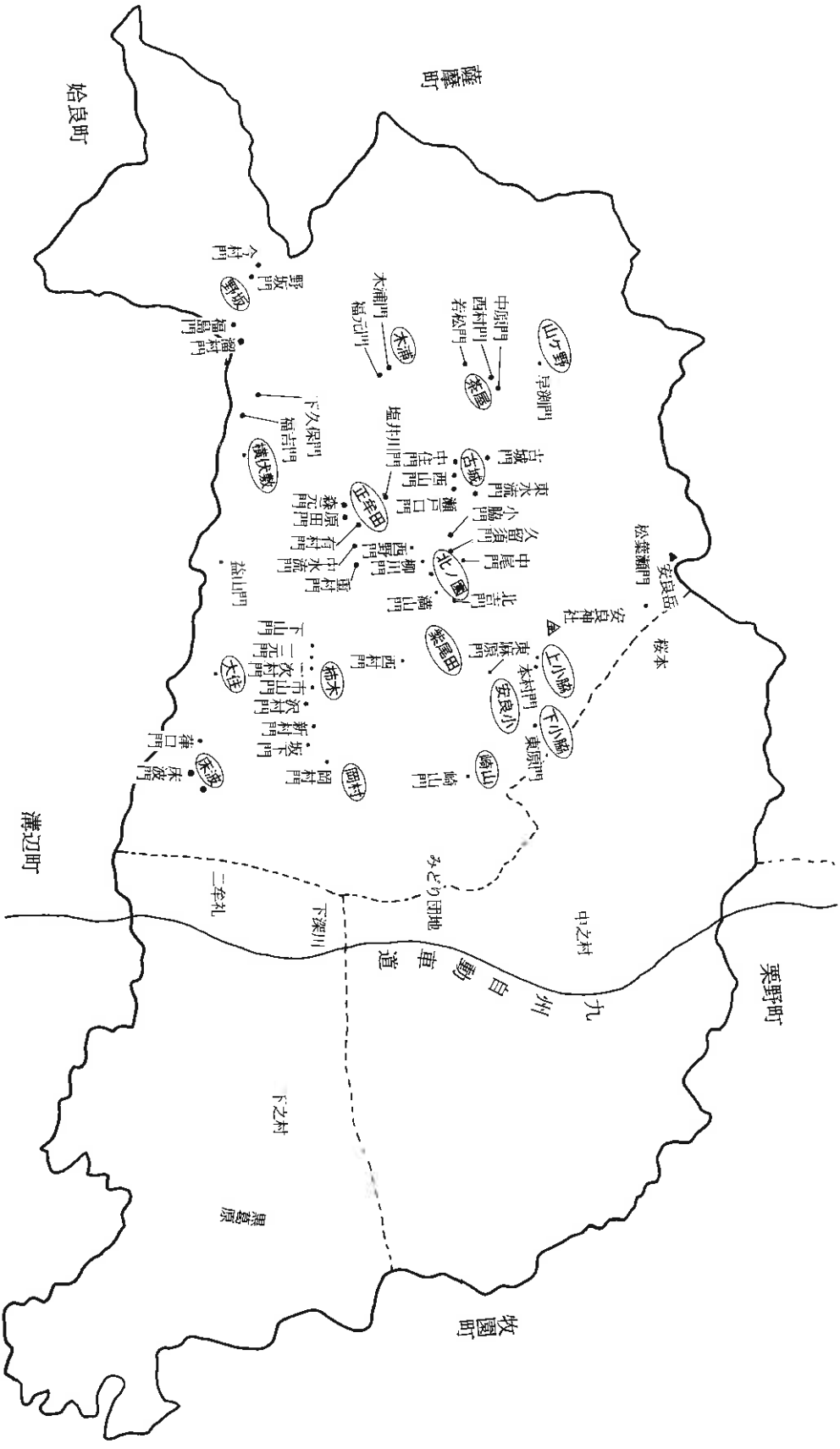
横川郷三ヶ村の中で「門」をうかがえる地方資料としての文書史料は、現在のところここに紹介した高橋家文書だけである。藩政下の横川郷の歴史を解明するために一刻も早い文書の発見が待たれるところだが、前掲佐藤氏によると新たな文書の発見はたいへん難しいようだ。従って文書史料によって横川郷三ヶ村の門の全容を明らかにするのは極めて困難であると言わざるを得ない。しかし門名と姓との関係、門名と字との関係、横川郷の石高と用夫数との関係、村高と用夫数との関係など細かに考察すれば、ほぼその全容を解明できるのではないかと考える。

(五) 横川郷上之村の門の分布について  
それぞれの門の分布については、門名と住民の姓との関わりに注目しながら、現在の横川町の住民の姓を地図中に整理し考察する方法でほぼ知ることができる。次の図は、この方法によって判明した門の分布状況を略地図中に整理したものである。

図中の床波は、現在の集落名、点線は横川郷三ヶ村の境界線である。三ヶ村の境界線は、基本的には現在の横川町の地番割（上ノ・中ノ・下ノ）による境界線によつてはいるが、さきに門名と姓との関わりで述べたとおり、ほぼ藩政下の三ヶ村の境界線とみてまらがないと思われる。判明した門の数は六十六門であつたが、上の条件で図上に記していったところ約五十門にとどまつた。大方の門は現在の集落域に分布していたと考えられるが、簡単な表で集落ごとに門の分布表を作つてみた。

集落名	該当門	集落名	該当門	集落名	該当門	
柿木	坂下	古城	古城	北ノ園	溝山	
	新村		東水流		末永	
	次村		瀬戸口		柳川	
	市山		西山		西野	
	一次	野坂	中住	小脇	久留須	
	一元		今村	中尾		
	下山	野坂	福島	北吉		
	岡元	瀧村				
	正牟田	重村	横伏敷	下久保	岡村	岡村
		中水流		福吉	崎山	崎山
右村		檀ノ段	益山	下小脇	東原	
原田			床波	床波	上小脇	本村
茶屋	森元	木浦	木浦		東麻生原	
	塩井川		福元		早瀬	
	中原			山ヶ野		





この表を読んでみると、柿木・正牟田・古城・北ノ園の四つの集落に多くの門が分布することが知れる。この四つの集落は、水田・畠地ともに広く、現在横川町の代表的な農業地域であるが、藩政時代にも横川郷の代表的な農業地域であったと考えなければならぬから、従って多くの門がこの一帯に分布したのであろう。

おわりに

以上高橋家資料の中で特に注目された畠地雑穀上納町二冊を紹介しながら、横川郷上之村の門について少々考察してみた。文書二冊の解説についても、門の考察についてもきわめて不十分で恥ずかしい限りであるが、せっかく発掘された貴重な史料なので、調査にかかわった者の責任だと思ひ勇気をふるって発表した次第である。一読いただき指導をお願いしたい。

次の表は高橋家資料をまとめたものである。与えられたページにもう少し余裕があるので後一・二点を説明して終わろうとおもう。

	資料名	数量	備考
1	奉寄進(木板)	1	
2	唐流兵道陣屋敷之巻	1	卷子
3	記證文	1	
4	高橋家系図	1	三枚綴
5	賦板	1	
6	高橋家主要記録	1	八枚綴
7	生花伝授之事	1	卷子
8	名刀波之平刀工譜	1	卷子
9	當申夏妻代銀銘々取納帳	1	横折
10	覚日記帳	1	横折
11	上ノ村御藏人高當妻免並當作人帳筆紙墨帳	1	横折
12	商売往来	1	和綴
13	寺子式目	1	和綴
14	明治十三年金円覚留帳	1	和綴
15	明治廿年萬日記帳(含む萬出納帳)	1	和綴
16	三官義	1	和綴

これらの資料の中で庶民史として興味ある資料に「賦」と表書きされた一枚の木板と、その木板がいかなる資料であるのかを語ってくれる旅費出納帳と思われる一冊の帳面があった。

「賦」とは何か。写真⑥にあるように上下段にそれぞれに文言が記された木板で、旅の安全を祈願する言うならば護符である。吉老の語りによると、旅立ちの時にこの木板を準備するのだが、その際「賦」の文字の「ム」を省いておき無事帰還成ったときに「ム」を入れて事成就を謝するものだとのことだ。「賦」の文字そのものが護符などに馴染む文字だとは考え難いが、小さい頃親が、何か懸案事項を解決した後、「やっと年貢を納めた」とか「税を納めた」とか言っていたのを記憶するが、「賦」板の「賦」もそのあたりから来ているのかも知れない。

上の段を読んでみると「肥後国熊本城江鹿児島士学校勢切掛タルノふ也」とあり、さらに次の行には「明治拾年十二月内廿八日出立鹿児島」とあり、さらに末尾に「高橋甚五左衛門年式拾七歳ニ成ル時」とある。これによると上の段は、明治十年に西郷軍に従い熊本へ向かった高橋甚五左衛門の無事帰還を願ったものであることがわかる。末尾に甚五左衛門二十一歳の時とあるが、戦地に送り出す家族の心境が伝わってくるようである。

下の段を読んでみると、「大坂西京迄登着スふ也」とあり、さらに「明治拾三年辰旧三月内七日出立」とあり、末尾に「高橋甚五左衛門年式拾四歳」とある。これによると下の段は、明治十三年に高橋甚五左衛門が関西方面に旅行したときにその安全を願ったものであることがわかる。明治十三年というと西南戦争が終結して三年めであるがどのような旅行だったのか。



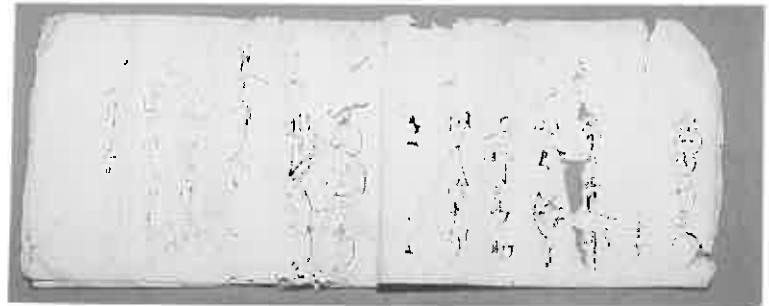
写真⑥ 金田覚留帳表紙



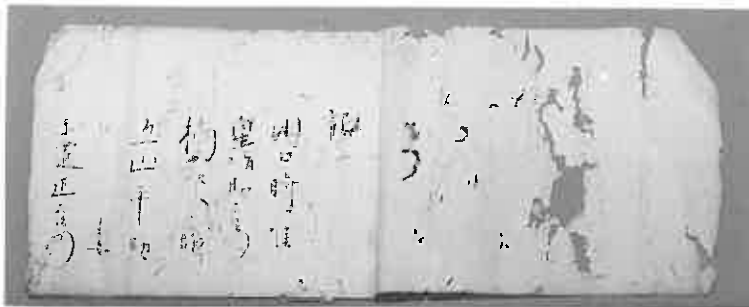
写真⑦ 賦板・裏



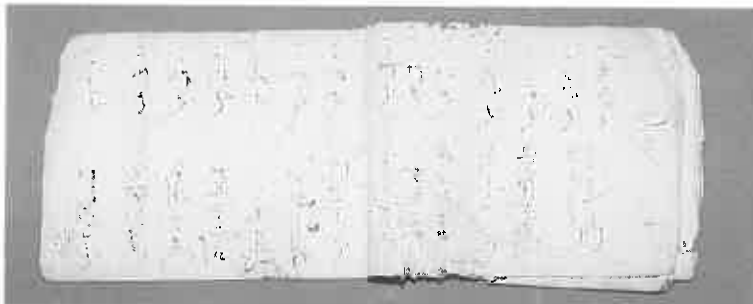
写真⑧ 賦板・表



写真⑨ 金田覚留帳見開部分



写真⑩ 金田覚留帳の「餞別」を記した部分



写真⑪ 金田覚留帳に記された旅行者名

「賦」が発見されて二カ月ほどたって写真⑧に示された「金円覚留帳」が発見された。この資料も虫喰いが激しく判読出来ない箇所もかなりあるが判読し得たところに着目しながら、要点をまとめてみると

① 高橋甚五左衛門が記した帳面であること。

② 表紙見開きに「明治一三年辰七月出立神戸ヲ初メ西京ヨリ大阪迄見物四十日位帰縣いたし候也」とあるところから、この旅行は関西方面への旅行であり、期間は四十日にもおよび長い旅であったこと。

③ 甚五左衛門以下十五名による団体旅行であったこと。  
などが知れる。

この帳面の構成は、最初に旅行に参加した者の氏名を羅列。ついで負担した旅費の出納、後半には村人の餞別を金額まで細かに記されている。当時の運賃・餞別の額などが知れ興味がある資料だが、ここで特に注目したいのは、さきに見た「賦」の下段の記載と符合することである。

護符としての「賦」について文献をあたってみたが、説明されたものがなかった。旅立ちに際して、このような「賦」を準備することは横川にみられた特徴的な慣行なのかもしれないが、ともかくもこの二つの資料によって「賦」が旅の安全祈願の護符であったことはまちがいないさうである。

注① 高橋家の主要なできごとを古記録（高帳や札改帳）によってまとめた文書史料（資料名・高橋家主要記録）がある。これは、文政十一年に角之助なる人物が高橋甚吉宛に提出した、慶安元年から寛政十一年に甚吉が家督を相続するまでの記録であるが、高橋家の歴代の当主・家族構成・嫁取り先・婿取り先・石高などが細かに記載され

ている。同じ緩じの末尾に、紙質がかなり新しくなるが、甚吉が庄屋の任にあった期間が記載されたものがある。それによると、甚吉が庄屋に在任した期間は、文政四年から天保七年までとなるが、ここに紹介した庄屋文書は、いずれも「庄屋 高橋甚吉」の銘入りであるが、一冊には天保八年の書記があり一部符合しない。

この史料中の元禄二年の高帳を書記した箇所に、「右五左衛門儀隠居之故此中帳面相除置候得共此節高帳ニ可書載旨被仰儀ニ初書載申候」とあるが、元禄二年を機に高帳の記載様式に変更があったことが知れる。

注② 鹿兒島県史料（25）所収

注③ 「薩摩の農制―享保内検」鹿兒島史学論集（島中彬氏）（一四八頁）  
「列朝制度卷五」

注④ 「国史大辞典」当該頁（原口辰雄氏）

注⑤ 「新修舊鹿兒島藩領国郡郷村浦町附上巻」（鹿兒島県史料集（23）  
新帳85頁参照）

注⑥ 昭和63年NTT発行

注⑦ 「知覧西別府永山門について」鹿兒島史学22号（山田尚二氏）

注⑧ 「大人形之太次」（前掲文書①）・「遠山之利助」・「中原之彦太郎」  
（前掲文書②）